

盛岡地方振興局長告示第 40 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 20 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

理事

高 橋 公 雄 岩手郡雫石町鶯宿第 10 地割 21 番地 52